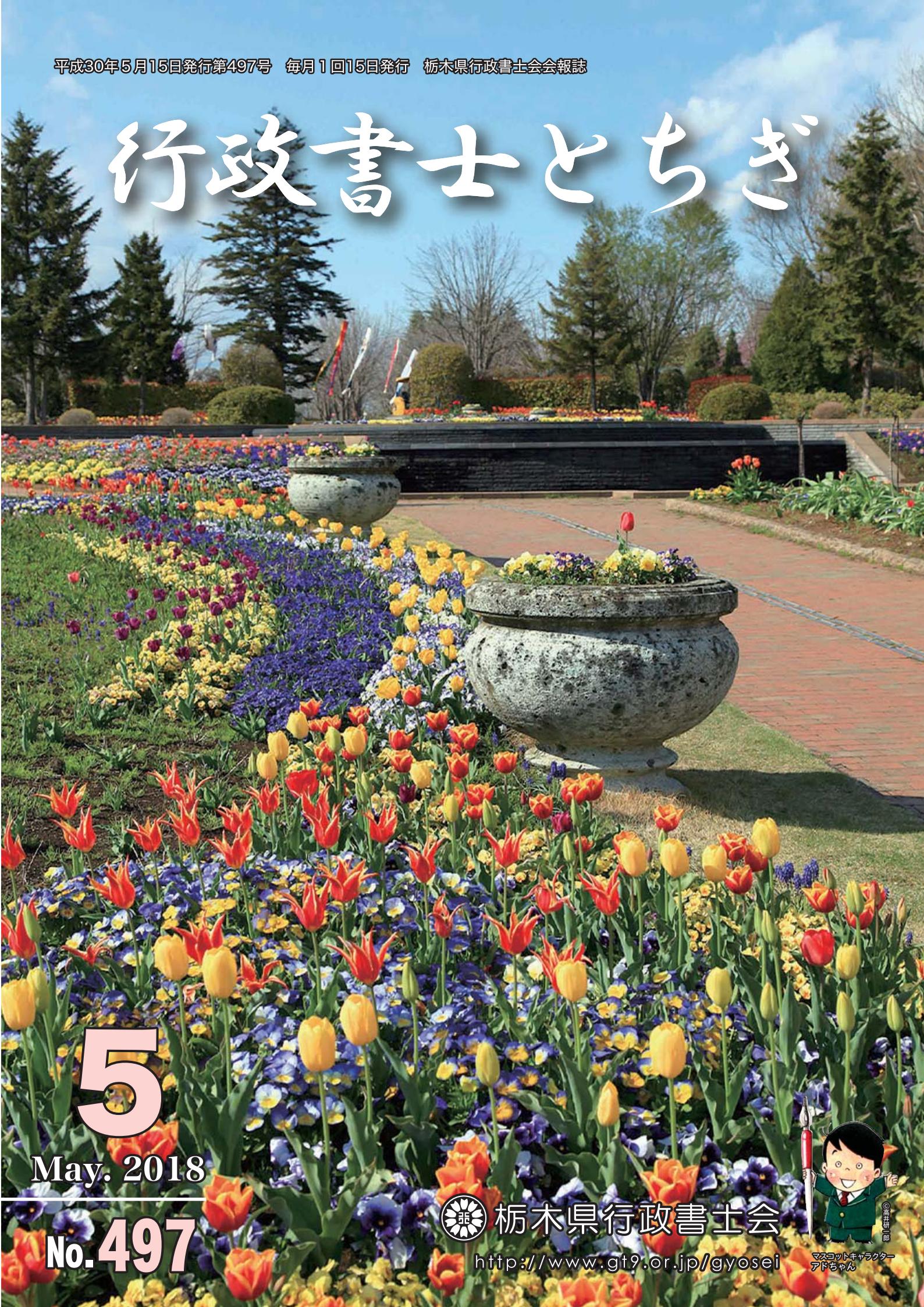


行政書士とちぎ



5

May. 2018

No.497



栃木県行政書士会

<http://www.gt9.or.jp/gyosei>



行政書士 とちぎ

2018年

5 月号

CONTENTS

- 1 目次
- 2 栃木県行政書士会の動き
- 2 ○平成30年度（第1回）理事会開催
- 3 ○市民法務部 シリーズ「相続」 第9回 研修会
- 4 支部だより
- 8 栃木県行政書士会カレンダー（6月）
- 9 曰行連だより
- 10 業務情報
- 16 おじゃましま～す！
- 17 支局かわら版（鹿沼）
- 18 木もれび
- 18 申請取次行政書士の動向
- 19 研修会のお知らせ
- 20 「おもてなしいちご隊」に登録
- 21 政連だより
- 22 会員の動き

No. 497

今月の表紙

とちぎわんぱく公園（壬生町）

写真提供 （公社） 栃木県観光物産協会

栃木県行政書士会の動き

平成30年度(第1回)理事会開催

4月13日(金)午後1時30分から行政書士会館に於いて、平成30年度第1回理事会が開催された。



《報告事項》

- (1) 平成30年度定期総会開催について
- (2) 日本行政書士会連合会の近況について
- (3) 平成29年度行政書士試験の結果について

《議案審議》

議案第1号 平成30年度顕彰候補者について承認された。

議案第2号 総会に付議すべき事項について

総会事案第1号

- (1) 平成29年度事業報告について
 - (2) 平成29年度決算報告について
- 各部・委員会より事業報告・決算報告について報告があり、続いて監事から監査報告がなされた後、いずれも承認された。

総会議案第2号

- (1) 平成30年度事業計画について
 - (2) 平成30年度予算について
- 各部・委員会より事業計画・同予算について説明があり、いずれも承認された。

総会議案第3号

栃木県行政書士会会則の改正について
この件について承認された。

総会議案第4号

日本行政書士会連合会定時総会に関する事項について

- (1) 日本行政書士会連合会定時総会に向けての要望について
この件は5月末日締切。
- (2) 代議員の選任について
この件は執行部に一任とする。

議案第3号 栃木県行政書士会処分の公表に関する規則の制度について

議案第4号 栃木県行政書士会積立金管理規程の制度について

議案第5号 栃木県行政書士会災害支援基金設置規程の改正について

議案第6号 議案第2号から第5号における字句の一部修正委任について

上記第3号から第6号について承認された。



(広報部 山本昭子)

市民法務部 シリーズ「相続」 第9回 研修会

4月24日(火)午後1時30分から午後4時まで行政書士会館にて、シリーズ「相続」第9回研修会が開催されました。

今回は「外国人の相続」として本会会員国際部部長の深見 史会員より、自己の実務経験に基づく具体例を挙げてのわかりやすい講義がありました。

まずは国際私法について、法学部出身者でもあまり履修していないと思われる科目です。こういった場面で活躍する法律か、とつくづく実感しました。出だしは、「法の適用に関する通則法」第36条です。「相続は、被相続人の本国法による」さらに同法第41条の「反致(はんち)」でブーメランのように日本法が適用される場合もあることの説明がありました。他にも「国籍」とは、「日本人」とは、「外国人」とは、について条文をあげながらの説明がありました。私も知識不足で当日話した内容の理解が十分ではありません(ここでの説明も不十分で申し訳ありません)。



その後、被相続人が日本人で外国人が相続人である場合や外国人が被相続人で日本人が相続人である場合、外国人が相続人である場合、日本国外に相続財産がある場合などの説明がありました。

すべて根拠法が日本法か外国法かの検討から進める必要があります。詳細な説明は省きますが、仮に上記のような外国人を含む相続手続きを依頼された場合は、本書士会国際部の会員の応援をもらうなどの対応が必要です。

後半には、「台湾相続法」「中華人民共和国継承法」「韓国国際私法」の説明もありましたが、いずれも日本法と同じである場合もあるし、違う場合もありますので注意が必要です。



国際化の世の中、外国人と結婚する方も増えています。同じ人間である以上死を迎える時が来ます。その時にこういった複雑な問題が待ち受けていることを理解している人は少ないかもしれません。そういう方に適切なアドバイスができるのも、問題が複雑にならないよう先手を打てるのも我々行政書士あります。

今後益々身近になる分野です。これからも会をあげてしっかりと研修の機会を設けていきたいです。

出席された38名の会員の皆様、お疲れ様でした。

次回は、平成29年度シリーズ相続最終回「相続におけるワンストップのネットワーク」です。皆様の参加をお待ちしています。

(市民法務部 岡村浩雅)





【小 山】

春の交通安全県民総ぐるみ運動

4月6日（金）午前7時30分より「春の交通安全県民総ぐるみ運動」への協力として、市内羽川交差点にて啓発チラシの配布運動を行いました。

この運動には小山支部として毎年数回協力しており、今回は10名が参加しました。

当日は曇天ではありましたが心配されていた雨に降られることなく、無事活動をすることができました。活動にあたり羽川駐在所所長様より最近の事故の状況についてのお話がありましたが、大きな事故がなくなつたため、事故防止に更に注意が必要とのことでした。

活動をしていて感じたことですが、羽川交差点は交通量が多く1～2度信号待ちをしてやっと車が交差点を通過できるという状況だったため、運転者が時間に余裕がないと信号が変わっても無理に通過しようとしがちになり、事故につながるのではないかと思いました。事故防止のためにも、運転の際は時間にゆとりをもって、落ち着いて運転することが大切だと思いました。



(支局長 高橋真知子)

【小 山】

小山支部第1回理事会開催

4月9日（月）午後2時30分より小山市小山

城南市民交流センター「ゆめまち」で平成30年度第1回理事会が開催されました。

本会に関する連絡事項、前回の理事会以降の会議・行事等の経過報告、4月24日開催予定の定期総会に付議すべき事項についての審議と議事がつがなく進行し、総会後の支部結成50周年記念式典およびディナーコンサートについて打合せの後、閉会となりました。

平成29年度も支部として数多くの事業を行ってきましたが、今年の反省は次に活かし、今後も質・量ともにより充実した支部活動を目指していきたいと思います。



(支局長 高橋真知子)

【小 山】

小山支部定期総会

4月24日（火）午後1時20分から、小山グランドホテル内宴会場「フォリア」において、小山支部の定期総会が開催された。

山根輝雄副支部長による開会の辞の後、会員総数110名中出席者43名、委任状出席者31名、総数74名の出席により本総会が有効に成立することが確認された。

青木裕一支部長による挨拶の後、県行政書士会横山眞会長代理として来賓の県行政書士会副会长関比佐江会員よりご挨拶を頂き、平成29年度の



事業報告・決算、平成30年度の事業計画・予算について慎重な審議が行われ、原案の通り承認された。その後入会予定者および新入会員計7名の挨拶があり、山根輝雄副支部長による閉会の辞により総会は終了した。

(支局長 高橋真知子)

【小 山】

小山支部結成50周年記念式典

定期総会終了後、午後2時30分より同ホテル内「華厳の間」において、栃木県行政書士会小山支部 支部結成50周年記念式典が開催された。

小山支部会員に加え、栃木県行政書士会（以下敬称略）、栃木県土地家屋調査士会小山支部、関東甲信越税理士会栃木支部、栃木県司法書士会小山支部、公益財団法人栃木県宅地建物取引業協会県南支部、公益財団法人全日本不動産協会栃木県本部、行政書士佐野自動車登録代行センターより多数の来賓のご列席を賜り、厳粛且つ盛大な式典挙行となった。

栃木放送アナウンサー・高村麻代氏の司会の下、山根輝雄副支部長による開会の言葉、青木裕一支部長による挨拶があった。挨拶の中で青木支部長は小山支部の歴史を紐解き、昭和43年3月に大森光明支部長の下会員数14名で結成されたこと、県内でも支部として先駆けて市民無料相談を開始したこと、その伝統は現在に引継がれ、市民無料相談件数年間延べ48回という実績に繋がっていることを述べ、今後も市民の最も身近な相談相手として市民の利便性に寄与する支部活動を行っていく決意を表明した。

続いて歴代支部長、支部役員等通算15年以上の会員へ感謝状の贈呈が行われ、松井勤一郎会員より代表挨拶をいただいた。松井会員より支部長をされていた当時のお話を伺い、小山支部50年の歴史は歴代の先輩の献身により築き上げられてきたものであることを改めて認識し、尊敬の念を抱いた。

次に栃木県行政書士会横山眞会長より来賓祝辞を頂いた。



小山支部50周年の節目にあたり改めて栃木県行政書士会の歴史を振り返って頂いたところ、県会の創立は小山支部結成の約8年前、昭和35年8月、会員数48名であったとのこと。現在の会員数は約880名であり、今後も小山支部および本会の益々の発展のため、地域に根差した活動を行い行政書士が地域住民から認められ支持される必要があるとのお言葉を頂いた。

続いて来賓紹介、祝電等の披露があり、生田目安夫副支部長による閉会の言葉により閉式となった。



栃木県行政書士会小山支部 支部結成50周年記念式典 感謝状受賞者

歴代支部長

第7代支部長 松井勤一郎 会員
第8代支部長 市村 忠男 会員
第9代支部長 松本 伸一 会員

歴代役員

小野 正夫 会員	大森和比古 会員
野澤 勇 会員	関 比佐江 会員
横須賀 昭 会員	鳴原 孟志 会員
下田 康夫 会員	塚田 秀俊 会員
稻葉 昌俊 会員	畠山 正昭 会員

【小 山】

小山支部結成50周年記念 ディナーコンサート

支部結成50周年記念式典に引き続き、午後4時より同ホテル内「飛天の間」にて小山支部結成50周年記念ディナーコンサートが開催された。

コンサートの出席者数は会員・来賓・一般参加者含め計210名を超えて、大変な盛況であった。

今回コンサートで歌唱を披露して下さったのはソプラノ歌手・白石佐和子さん、テノール歌手・澤崎一了さん、伴奏はピアノ・瀧田亮子さんの3名で、プロとして第一線で活躍中の音楽家の演奏を聴けるとあり、開演前から会場は静かな熱気に包まれていた。



オープニングは、イタリアのカンツォーネ「オーレ・ソレ・ミオ」、その後「フニクリ・フニクラ」「帰れソレントへ」と有名なイタリア楽曲が続き、ロッシーニ作「猫の二重奏」をコミカルな掛け合いで歌唱し会場を沸かせた。

その後「ムーン・リバー」「アマポーラ」「慕情」等聴きなじみのあるポピュラーソングが続き、叙情歌「ゆく春」「初恋」の歌唱では日本語の詩の美しさに観客全員が魅了され聴き入った。

続いて日本の名曲「見上げてごらん夜の星を」「糸」、オペラの楽曲「私の愛しいお父様」「誰も寝てはならぬ」が歌われ、歌手の豊かな声量と表現力に会場全体が圧倒された。



ラストは「タイム・トゥ・セイ・グッバイ」。英語訳では別れの歌だが、オリジナルのイタリア語タイトルは「コン・テ・パルティロ（君と旅立とう）」という意味で、小山支部結成50周年の餞として選曲いただいたという気持ちの籠った一曲が高らかに歌い上げられ、会場全体が小山支部の新たな旅立ちを後押ししてくれているかのような一体感に包まれた。

コンサート終了後は、歌手の方による乾杯の歌で華やかに乾杯し、フレンチのコースを味わいつつ美味しいお酒と歓談を参加者一同楽しんだ。

この度の小山支部結成50周年記念式典および記念ディナーコンサートの開催にあたっては、関係各位の方々に多大なる御尽力を頂いた。中でも当記念事業の実行委委員長として企画から歌手手配、チラシ印刷、参加者募集に至るまで中心となって動いていただいた鳴原孟志会員の存在無くして、当事業の成功はありえなかつたことと思う。記念ディナーコンサートでの青木裕一支部長の挨拶にもあった通り、「市民の身近な相談相手」としての行政書士が市民と共に記念事業を行うという試みは、今後の行政書士のあり方に新たな可能性を示したように思われる。

末筆ながら当事業にご協力頂いた会員各位、ご臨席頂いた来賓の方々、御祝・御協賛を頂いた方々、およびディナーコンサートにご出席頂いた皆様に深く感謝申し上げると共に、今後とも栃木県行政書士会小山支部に変わらぬご支援・ご鞭撻を頂きますようお願い申し上げます。



(支局長 高橋真知子)

【宇都宮】

宇都宮支部第1回理事会開催

4月9日（月）行政書士会館において、平成30年度第1回理事会が開催され、理事及び監事が参加しました。5月12日（土）に開催される宇都宮支部定期総会開催について、議案書の原案を基に各担当より事業報告及び事業計画等の報告が行われました。支部事業を円滑かつ適切に行うためには、支部事業への積極的な参加協力ができる事はもちろん、支部の皆様が活動をしやすくするために各々何ができるかを考える姿勢が必要になります。現役員である私達も気を引き締め、今年度新たな気持ちで支部の事業に誠心誠意取り組んでいきたいと思います。



(支局長 高山伸人)

【那須】

那須支部第1回役員会開催

那須支部では4月19日（木）午後4時から6時過ぎまで平成30年度第1回役員会を中華料理店「楼蘭」（那須塩原市）で開催いたしました。支部長以下12名の役員が出席しました。協議事項は①平成29年度の事業実績・収支決算②平成30年度の定期総会に向けての平成30年度事業計画・収支予算案等々に関してですが、活発な議



論が行われました。具体的には無料相談会への参加を促す広報のあり方や開催場所の選定の仕方等、会員から様々な意見が出ました。また、行政書士の認知度を上げるための方策等に関しても、どういった方法や広報活動を行うか等々に関しても検討をいたしました。那須支部の定期総会は5月11日（金）午後4時40分より中華料理店「遊山」にて行われることが決まりました。役員会終了後、中華料理をいただきながら、役員相互の親睦を深めました。

（支局長 村上文夫）

【塩那】

塩那支部定期総会

4月22日（日）午後5時から那珂川町小口にある、栃木県障害者保養センター「那珂川苑」にて、平成30年度の定時総会が開催されました。

来賓として、県行政書士会佐藤副会長の出席のもと、20名の会員の皆様に出席頂きました。

議事に入る前に、新入会員が多数参加してお互いの自己紹介から始まりました。議事としては、第1号議案平成29年度の事業報告、第2号議案平成29年度決算報告並びに監査報告、第3号議案平成30年度事業計画（案）、第4号

議案 平成30年度予算（案）について審議され、いずれも賛成多数で承認されました。

私は所用で総会のみの出席でしたが、この後の懇親会で、那珂川町名物の「温泉トラフグ料理」を堪能したようです。

新入会員も増えてきましたので、こういった機会を利用し、懇親が深められればと思います。参加された会員の皆様、お疲れ様でした。今年度もよろしくお願ひ致します。

（支局長 岡村浩雅）



栃木県行政書士会カレンダー（6月）

日	予 定	時 間	主 催
7 木	登録説明会	10:00～	総務部
9 土	第1回無料相談会 (於：那須塩原市いきいきふれあいセンター)	10:00～15:00	那須支部
11 月	広報部会	13:30～	広報部
	行政書士無料相談 (於：宇都宮市役所2階市民相談コーナー)	10:00～15:00	宇都宮支部
13 水	T I A相談会	10:00～	国際部
	申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
	封印報告書確認	13:30～	封印管理委員会
	外国人在留資格無料相談 (於：足利市生涯学習センターハイツ)	13:00～16:00	足利支部
14 木	理事会・幹事会	13:30～	
18 月	U C I A相談会	15:00～	国際部
20 水	K I F A相談会	10:00～	国際部
	国際業務相談事例・入管基礎研修会	13:30～	国際部
	行政書士専門相談（於：小山市役所本庁舎地下1階市民相談室）※要事前予約 (予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
24 日	市民プラザ無料相談会 (於：うつのみや表参道スクエア5階市民プラザ)	13:00～16:00	宇都宮支部
26 火	登録説明会	10:00～	総務部
27 水	行政書士専門相談（於：小山市役所本庁舎地下1階市民相談室）※要事前予約 (予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
	行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）※要事前予約 (予約問い合わせ：小山支部 田村会員 0285-45-0297)	10:00～12:00	小山支部
28 木	行政書士専門相談（於：下野市保健福祉センターゆうゆう館会議室）※要事前予約 (予約問い合わせ：小山支部 生田会員 0285-52-2350)	10:00～12:00	小山支部

日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください。（要実費）

日行連No.	受信日付	文書の表題
4	18. 4. 3	「中央研修所通信(vol. 2)」の頒布について
7	18. 4. 4	「自動車便覧（平成29年版）」の送付について
33	18. 4. 17	平成30年4月分会費納入について（お願い）
34	18. 4. 17	日行連自動車登録OSSセンター支所登録会員名簿公開とOSS専用問い合わせダイヤルの設置について
39	18. 4. 17	著作権教育に係る関連施策等の情報について（お知らせ）
40	18. 4. 17	種苗法施行規則の一部を改正する省令等の施行情報や地理的表示（GI）保護制度のマニュアル策定等の周知について
25	18. 4. 17	タカタ製エアバッグに係るリコール改修対象車両のOSS申請の留意点について（周知）
47	18. 4. 17	涉外相続業務に関する実務者意見交換会の開催報告について
	18. 4. 20	OSSセンター支所登録会員名簿の公開に係る補足説明
56	18. 4. 24	行政書士実態調査へのご協力について（依頼）
58	18. 4. 24	教育機関等からの法教育事業に係る協力要請への対応について（お願い）
64	18. 4. 26	理事会の議事結果について

～事務局よりお知らせ～

栃木県より下記の手引きが届きました。事務局窓口にありますので、ご希望の方はご自由にお持ちください（無料）。郵送ご希望の方は、会員専用ホームページのトピックスに5／11付で掲載されている申込書を事務局宛にFAXして下さい。

「建設業許可申請の手引き 平成30(2018)年度版」

「経営規模等評価申請及び総合表評定値請求の手引き 平成30(2018)年度版」

※数に限りがありますので、1会員1冊ずつとさせていただきます。品切れの際はご了承下さい。

※この手引は、栃木県のホームページからダウンロードできます。

〈建設業〉経審＆評点アップセミナーを開催します

〈第1部〉
建設業財務諸表の
作成方法と
ポイント

〈第2部〉
経審の流れと
評点算出方法
点数UPのコツ

行政書士先生
経審ご担当者様向け
セミナーです！



弊社HPで「申込書」を
ダウンロード後、FAXにて
お申し込みください。（定員20名）

第1部では、田島会計事務所（鹿沼市）の岩崎景一さんを講師としてお招きします。建設業特有の科目や作成時の注意点など、専門知識を身につけましょう。

第2部は、弊社スタッフが担当します。「経審のしくみ」から「評点アップのポイント」までテキストとスライドを使ってご説明します。

開催日時：6月20日（水） 14:00～16:30

会場：とちぎ福祉プラザ

受講料：2,000円（税込）

Net-Core

国土交通省登録経営状況分析機関（登録第8号）

Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303

〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索！

株式会社ネットコア

Q.検索



建設業許可申請等における確認書類について

～県土整備部監理課より～

本年6月1日より、経営業務管理責任者、専任技術者、政令第3条の使用人の常勤性を確認するため、全ての許可申請（更新、業種追加等を含む）及び経営業務管理責任者、専任技術者、政令第3条の使用人の変更の際には、下記のとおり確認書類の提出が必要になります。

（3）経営業務管理責任者、専任技術者、政令第3条の使用人の常勤性の確認書類について

経営業務管理責任者、専任技術者、政令第3条の使用人の常勤性を確認するため、全ての許可申請（更新、業種追加等を含む）及び経営業務管理責任者、専任技術者、政令第3条の使用人の変更の際に下記の確認書類の提出が必要です。

申請者の区分		必要な確認書類	備考
法人の場合	社会保険加入	① ・健康保険被保険者証の写し(事業所名が記載されているものに限る) ・標準報酬決定通知書の写し ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ☆上記いずれかを提出	・社会保険加入申請中の方は、「新規適用届」(年金事務所の受付押印済みのもの)の写し。 ・雇用保険加入申請中の方は、「雇用保険被保険者資格取得届」(公共職業安定所の受付押印済みのもの)の写し
	無報酬の役員	② ・住民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)の写し ・常勤証明書(P96参照) ☆上記全てを提出	・新規雇用の方は、「住民税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し ・住民税の申告をせず確定申告をしている方は、「常勤証明書」のみを提出
	75歳以上の者	③ ・厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届(年金事務所の受付押印済みのもの)の写し ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ☆上記いずれかを提出	
	社会保険加入無し	④ ・住民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)の写し	・新規雇用の者は、「住民税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し ・住民税の課税が少額もしくは非課税の方は、「源泉徴収簿」や「常勤証明書」の提出を求める事があります。
個人事業主の場合	社会保険加入	無報酬の役員 ②	上記②と同じ
	個人事業主本人	一	不要
	個人事業主以外の者	①	上記①と同じ
	個人事業主以外の者 (75歳以上の者)	③	上記③と同じ
	加入無し	個人事業主本人 一 個人事業主以外の者 ④	不要 上記④と同じ

申請者の区分において、申請者が社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の全て若しくはいずれかに加入している場合は「社会保険加入」、いずれにも加入していない場合(適用除外の場合も含む)は「社会保険加入無し」に該当します。

確認書類は申請日時点で最新のものを提出してください。

【記入例】

常勤証明書

栃木県知事様

栃木一郎は下記のとおり、栃木一建設（株）に常勤していることに相違ありません。
なお、この内容に相違があるときは、建設業法に基づく処分があることを承知しています。

平成30年4月2日

〈経営業務管理責任者〉 住所 栃木県宇都宮市竹林町 1030-2
〈専任技術者〉 氏名 栃木 一郎
政令第3条の使用人



申請者 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木一建設（株）



記

勤務地： 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 栃木一建設（株）

就業時間： 9時00分～18時00分

勤務日数： 22日（1ヶ月平均）



オフィス企業立地支援補助金のご案内

～宇都宮市産業政策課より～

宇都宮市経済部産業政策課企業立地グループより周知依頼が次のとおりありました。

～宇都宮市にオフィスを新・増設しませんか？～ オフィス企業立地支援補助金のご案内



宇都宮市にオフィスを新・増設した場合、入居する事務所の賃借料、入居に際して要した改修費用、新規雇用【特に女性雇用】等に対して支援します！！

※ 税額補助の優遇制度有り。



支援制度一覧

補助の種類	補助内容	区域と補助額
賃借料補助	・事務所の賃借料 ・業務用駐車場の借上料	基本区域：1/3以内 重点区域：1/2以内 ▶ 上限額：3年間で合計額250万円
改修費補助	・入居時に要した内装改修費 ・照明設置費 ・間仕切設置費	基本区域：1/10以内 重点区域：1/10以内 ▶ 上限額：合計額100万円
雇用補助	・新たに雇用した正規雇用者等：10万円/1人 ・新たに雇用した非正規雇用者等：5万円/1人 ◆新卒上乗せ：10万円/1人 ◆女性雇用応援上乗せ：10万円/1人	基本区域：定額 重点区域：定額 ▶ 上限額：合計額2,000万円 (上乗せ分含む)
税額補助	・法人市民税（法人税割）相当額	重点区域：1/2以内 ▶ 上限額：3年間で合計額100万円

補助対象地域

● 宇都宮市内の市街化区域全域【基本区域】

- ✓ 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、
工業地域、工業専用地域

● 上記のうち、「宇都宮市立地適正化計画（平成29年3月31日公表）」に定める都市機能誘導区域で、下記に新・増設するものは上乗せ補助します。【重点区域】

- ✓ 都市拠点エリア（内環状線の内側）、南宇都宮駅周辺エリア、LRT停車場周辺エリア
(ベルモール周辺)、岡本駅周辺エリア、江曽島駅周辺エリア、西川田駅周辺エリア、
雀宮駅周辺エリア、テクノポリスセンターエリア、瑞穂野団地周辺エリア、上河内地区市民センター周辺エリア

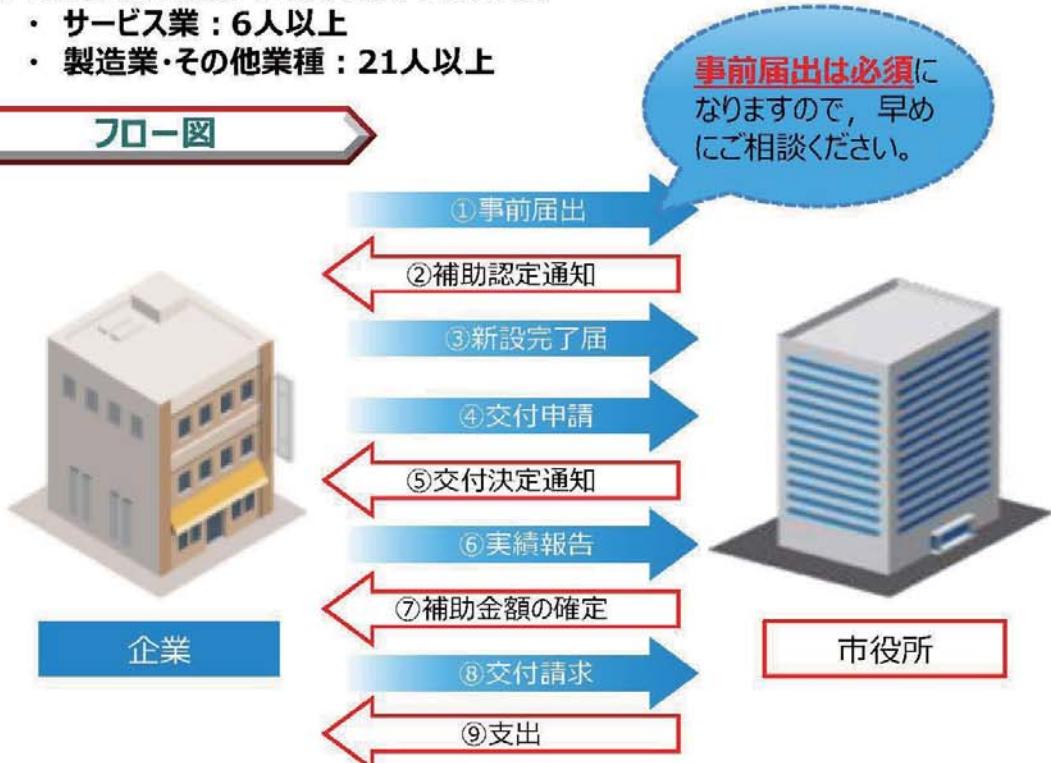
補助対象業種

- ✓ 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業、特定サービス事業（※）、
物流関連産業、運輸業、金融保険業、不動産業、学術研究、
専門・技術サービス業、教育・学習支援業、情報通信業、
職業紹介・労働者派遣業、コールセンター、
上記の業種の管理、補助的経済活動を行う事業所
※ ソフトウェア業、情報処理サービス業、広告代理業等

補助の条件

1. 貸貸借してから2か月以内に操業を開始すること。
2. 補助金の交付の決定日から5年以上操業すること。
3. 新規従業員を1名以上雇用していること。
4. 事務所において事務職の女性の割合が従業員数の2割以上であること。
5. 常用雇用者数が下記のとおりであること。
 - ・ サービス業：6人以上
 - ・ 製造業・その他業種：21人以上

フロー図



【問い合わせ先】

宇都宮市 経済部 産業政策課 企業立地グループ
〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL.028-632-2461 FAX.028-632-2447
E-mail : u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp





『ネットワーク型コンパクトシティ』の具体化に向けた市街化調整区域における取組について～宇都宮市都市整備部都市計画課より～

宇都宮市都市整備部都市計画課より、下記の周知依頼がありました。

『ネットワーク型コンパクトシティ』の具体化に向けた

市街化調整区域における取組について

◎はじめに

本市では、少子・超高齢、人口減少社会においても、便利で暮らしやすいまちの形『ネットワーク型コンパクトシティ』(以下、「NCC」)を実現するため、市域全体を見渡した観点から市街化区域、市街化調整区域の特性を踏まえた取組を進めています。

市街化区域では、国制度に基づく『立地適正化計画』の策定・推進、そして市街化調整区域におきましては、本市独自の取組として『市街化調整区域の整備及び保全の方針』の改定等に取り組んでまいりました。

⇒NCCとは

NCCとは、今後、人口減少や高齢化が進む中で、自動車がなくても自由で快適に移動できる公共交通を使いながら、中心部や身近な地域のコンパクトな拠点などで、安心して便利に暮らせる魅力あるまちのことです。

◎市街化調整区域の取り組み

中心部や駅周辺に加え、市街化調整区域でも、豊かな自然環境などを守りながら便利で暮らしやすくなるため、旧町村の中心部などにも身近な地域拠点(※1)を設け、拠点内に生活に便利な施設を誘導・集積するとともに、地域拠点などを中心にコミュニティの形成を図るなど、住みやすいまちにすることを目指してまいります。

このような郊外部の身近な地域拠点を中心とし、便利で暮らしやすいまちにするため、メリハリある都市計画制度の運用や施設立地等への支援制度など、さまざまな取り組みを下表のとおり展開してまいりますので、ご活用ください。

目指すまちの実現に向けた取り組みや支援策など

地域拠点の利便性向上

- 生活に便利な店舗などが立地しやすくなりました
- △これまで市街化調整区域には原則、延床面積が 200 平方メートルまでの店舗しか建てられませんでしたが、地域拠点内に延床面積 1,500 平方メートルまでのスーパーマーケット、ドラッグストアが建てられるようになります。
- 店舗などの生活に必要な施設の建設費の一部を支援します
- △店舗や施設が建てやすくなるよう、対象施設の建設費の 10 パーセント(上限 1 億円)を補助します。

居住の誘導策

- 地域拠点などを中心としたコミュニティを形成
- △店舗や住宅の誘導につながる地区計画制度(※2)の活用を促進するため、面積など、活用の要件緩和や、7つの地域拠点に加え市街化調整区域に立地する19小学校周辺を運用区域として定めました。

△地域の皆さんか地区計画制度を活用する際の、土地利用構想の検討や民間事業者との連絡・調整を支援するため、専門家(アドバイザー)を派遣します。

△地区計画に関する土地利用構想の作成を支援するため、調査計画費の一部を補助します。

既存コミュニティの維持

- 既存の集落のコミュニティを維持
- △地域に縁のある人が住宅を建てるための立地基準を維持します。
- 豊かな自然環境を保全
- △市街化区域などから移住する人が住宅を建てるための基準は 2020 年 3 月末に廃止します。

魅力ある大谷地域の観光拠点形成

- 地域活性化に繋がる観光施設が立地しやすくなりました
- △大谷地域のうち、観光客が周遊するエリアを対象に、延床面積 500 平方メートルまでの、観光施設(飲食店や土産物店など)が建てられるようになりました。

※1 緒井・富屋・国木・城山・豊郷・横川・平石地区的拠点(地区市民センター周辺など)。

※2 地域に住む人が地域の課題や将来像について話し合い、民間事業者の参画を受けながら、計画的に道路や公園、宅地を整備することができる制度。

◎この記事について問い合わせは、宇都宮市都市計画課 ☎(0632)2642へ。



「農地法関係事務処理の手引き」の改訂について ～栃木県農政部より～

栃木県農政部より「農地法関係事務処理の手引き」について改訂の案内がありました。

「農地法関係事務処理の手引き」の改訂の概要は次のとおりです。

1 改訂の趣旨

栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正により農業振興事務所長が行った許可に係る取消処分等について、農業振興事務所長が受任事務として対応できることとなったこと並びに「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第47号）及び「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律」（平成29年法律第48号）の施行に伴う農地法施行令等の一部改正等に対応するため所要の改訂を行うもの

2 主な改訂内容

- 「第5章 違反転用関係（法第51条）」のうち「3 農業振興事務所の処理」に違反転用事案が農業振興事務所長がした農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る事案であったときの処理について規定すると共に関係様式を改める。
- 農地法施行令等の一部改正に伴い、「地域整備法」の対象に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」を加え、対象法律を4法律から5法律に改めると共に「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改める。
- 農地法施行令の一部改正に伴い、甲種農地の要件について、特定土地改良事業等の「工事完了の翌年度から起算して8年以内のもの」を「工事完了の翌年度の初日から起算して8年以内のもの」に改める。
- 他法令等との許可調整等を必要とする許可申請の受理の取扱い対象に「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づく「事業概要書の提出を必要とする農地転用許可（出力50kW以上の太陽光発電施設）」を加える。
- その他所要の改訂を行う。

その他の詳細につきましては、当会HP会員専用「トピックス」をご覧下さい。



行政書士実態調査への協力について

～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼が届いております。

回答締切日は、平成30年6月11日（月曜日）です。

詳細につきましては、当会HP会員専用「トピックス」をご覧下さい。



平成30年分 路線価図・評価倍率表 発行のご案内

～事務局より～

（一財）大蔵財務協会から路線価図・評価倍率表の販売の案内が届いております。

購入ご希望の方は、当会HP会員専用「トピックス」にある「平成30年分 路線価図・評価倍率表 発行のご案内.pdf」をご覧のうえ、お申し込み下さい。



立地適正化計画に係る届出手続きについて（宇都宮市）

～宇都宮市経済部産業政策課企業立地グループより～

標記の件について、昨年5月に情報を掲載したところですが、宇都宮市経済部産業政策課企業立地グループより再度周知依頼がありました。

詳細につきましては、当会HP会員専用「トピックス」をご覧下さい。



会員事務所訪問コーナー

おじゃましま～す！

今回は日光支部の福田豊会員の事務所へおじゃまします。



氏名 福田 豊
事務所 法務行政書士福田豊事務所
日光市板橋170-2
入会日 昭和54年5月15日

荒川 行政書士になったきっかけは。

福田 前職で市役所に行った時、手続き等何か所も違う窓口に案内され、困惑し一般行政を学んだほうが良いと思い、行政手続きのプロである行政書士資格を取得して、一般行政を学び、市民の皆様に貢献する仕事がしたくて行政書士になろうと思いました。

荒川 専業ですか、兼業ですか。

福田 昭和60年に一級建築士の資格も取得し株式会社シャイニック・ホームを設立しました。

荒川 得意業務、今後、力を入れて行こうとする業務はなんですか。

福田 一級建築士の資格を生かして建築に係る許認可、土地利用関係業務です。
今後、力を入れて行きたい業務は、日光市では高齢化が進んでいますので、成年後見制度に力を入れて行きたいです。

荒川 お休みの日は何をされていますか。

福田 家でのんびりしていることが多いですが、趣味である、ゴルフ・釣りに出かけてリフレッシュすることもあります。

荒川 今後の抱負は。

福田 先程述べましたが、日光市の高齢化率は非常に高く、成年後見制度をはじめ、終活の普及と一級建築士も生かして、高齢者が住みやすい住宅環境の提案をし、高齢化社会に対応できる体制を構築していくといきたいと思います。



日光支部の支部長を務めていらっしゃる福田豊会員は、知識が豊富で、会員のみんなをとても大切に考えています。

会員みんなを仲間と言っていただき、とても頼りになる支部長です。

(支局長 荒川 崇)



栃木会会員専用ページに掲載されている各手続きの書式について（ご案内）

栃木県行政書士会会員専用ページの「各種データ」「事務局関連」より下記の書式がダウンロードできます。

- ・行政書士登録の変更申請(住所、事務所等)
- ・行政書士登録の抹消・廃業
- ・証明書等の交付(会員証明書、職印証明書等)
- ・会員証等の再交付(会員証、行政書士証票等)
- ・申請取次行政書士の届出
- ・職務上請求書の購入
- ・栃木県行政書士会HP業務別名簿への掲載申込
- ・補助者に関する申請(設置、廃止等)



私が今回紹介したい行事は、鹿沼さつき祭りです。

実は、鹿沼市は、今年なんと市制70周年を迎えます。市制70周年を記念して、様々なイベントや催事、例年にくらべ様々な工夫がされているようです。

その市制70周年記念の鹿沼さつき祭りが5月26日から開催されるという絶妙なタイミングで、皆様にご紹介できる偶然に本当に感謝したいですね！

鹿沼さつき祭りは、5月下旬から6月初旬にかけて、鹿沼市花木センターとJAかみつが鹿沼花木センターの2つの会場で開催されています。

今年は5月26日から6月4日にかけて行われる予定です。鹿沼さつき祭りで行われる行事は、さつき苗木無料配布、さつき講習会、奈佐原文楽（人形浄瑠璃）公演、手乗り盆栽・苔玉体験教室、鹿沼組子作り体験、花火大会などの催しが開かれしており、様々な体験や伝統文化に触れることができます。



特に、皆様には花火大会について紹介していくたいと思います。

毎年5月下旬に行われる鹿沼さつき祭りの花火大会。開催時期が5月と、関東圏でも珍しい初夏

の花火大会となっているので、県内はもちろん、県外から見に来る人もいるようです。



この花火大会、もちろん花火も魅力的ですが、屋台もとても魅力的なのです。鹿沼さつき祭りの花火大会では、およそ600もの屋台が出店しています。600店もあったら、どれを食べようか迷ってしまいそうですよね。なので、食べ歩きしながら花火を見たり、座ってゆっくり花火を見たりと、様々な楽しみ方ができます。



なお、市制70周年を記念して、今年の花火大会ではいちご型の花火や特別花火も打ち上げられるそうです。今年の花火大会は5月26日（土）の午後7時から、黒川河畔朝日橋付近にて開催されます。

車で来るよりも、公共機関を利用する方がお勧めです。JR鹿沼駅、東武新鹿沼駅の両駅から歩いても徒歩10分で会場につきます。

ビールを片手に、一足早い夏を味わってみては如何でしょうか？

（支局長 小太刀庸恭）



あれは平成29年12月、いつもの幼馴染4人（A, B, Cと私）であーだこーだと中身のない話をしながらお酒をあおっていた時でした。Aが、心身ともに疲れていたのでしょうか、「沖縄行きたい・・・」と微風じみた雰囲気でボソッと呟きました。霆交じりの雨音にかき消されそうなその声を拾った調子が良いBとCは、Aのその呟きに賛同し、いつのまにかABCで沖縄空想タイムが始まっていました。

すると突然Bが稻妻にでも打たれたのか「沖縄行っちゃおうよ！いつ死ぬか分かんないだし！」と意味の分からぬ理由付けを披露し、それを発端とし、Cが「だよね！だよね！」と沖縄空想タイムはブーストされていきました。

そのとき私は（はいきました・・・この展開、疲れてんなら家で寝てればいいし、綺麗な海ならなんとかQっていうテレビ番組を見ればいいし、陰キャが沖縄行っても3時間ですることなくなるし・・・冗談だろ。）というスタンス。どうやつてこの場をしのぐかだけに神経を集中していました。

このまま寝ちゃうのもあり！とこっくりしていたのがCにバレたのか、「沖縄行けるよね？」と私に聞いてきました。場の空気がしらけないように、33年間で培った社会性を發揮し「うむ。みんなの日程がまず合わないとだけどね～。行けたらいいね～。」とふわっとした返答をし、その日

は眠りについたことを覚えています。

・・・約一週間後、グループLINEが賑わってるなどLINEをみると（沖縄行の飛行機チケットとったよ！）（宿予約したよ！）と急展開。

「ガチですやん・・・。」

4か月後の平成30年4月、不本意ながら沖縄行きが確定したため、なんとか私でも楽しめるものはないかと（沖縄_疲れない_観光）の検索結果のスマホ画面を眺めていました。

すると、【琉球八社巡り】という私の好奇心すぐるキーワードが目にとまりました。御朱印集めが趣味な陰キャな私でも楽しめると、個人的沖縄バイブルが微昇。その後繰り広げられたスケジュール争奪戦になんとか勝利し、八社中五社の御朱印をゲットし、行ったら行ったで、とても楽しめた沖縄御朱印旅行でした。写真は宿泊先であった恩納村貸別荘のプライベートビーチです。



(宇都宮支部 高山伸人)



栃木会の 申請取次行政書士 の動向

新規申出（4月）	5名
更新申出（4月）	3名
有効期限切れ（3月末）による減少	1名
申請取次行政書士（4月末現在）	118名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）

次回の予約締切日：5月31日（木）受付日：6月13日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月15日です。

詳細は、会のホームページ会員専用ページ各種データー事務局関連をご覧ください。

国際業務相談事例・入管基礎研修会

国際部 主催

- 開催日時 平成30年6月20日（水）13：30～
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階
- 研修内容 実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の2本立てです。
基礎と実例を一度に学ぶことができます。
- 対象者 会員（補助者の方は受講出来ません）
- 受講料 無料
- 締切 6月15日（金）

※「出入国管理法令集」をお持ちの方はご持参ください。

募集

研修会申込書

申込欄に○を付けFAX願います。（FAX：028-635-1410）

研修名		受講料	申込〆切	申込		チケット申込	昼食 ¥500 程度
				会員	補助者		
6/20	国際業務相談事例・入管基礎研修会	無料	6/15		/	—	—

支部名		会員氏名	
FAX		補助者 氏名	

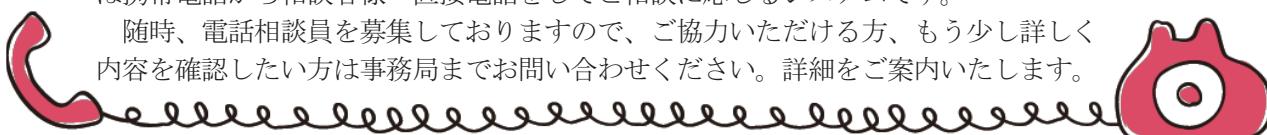
- ※ 補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
- ※ 補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
- ※ 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいようお願いいたします。

行政書士相談センター電話相談員（行政書士）の募集

会では電話無料相談「行政書士相談センター」☎ 028-638-0919(まるくいく)を運営しています。この電話には、相続、遺言を中心に、日々様々な相談が寄せられています。

事務局でご相談の概要をお聞きした後、相談員(行政書士)にお伝えし、相談員の事務所または携帯電話から相談者様へ直接電話をしてご相談に応じるシステムです。

随時、電話相談員を募集しておりますので、ご協力いただける方、もう少し詳しく内容を確認したい方は事務局までお問い合わせください。詳細をご案内いたします。

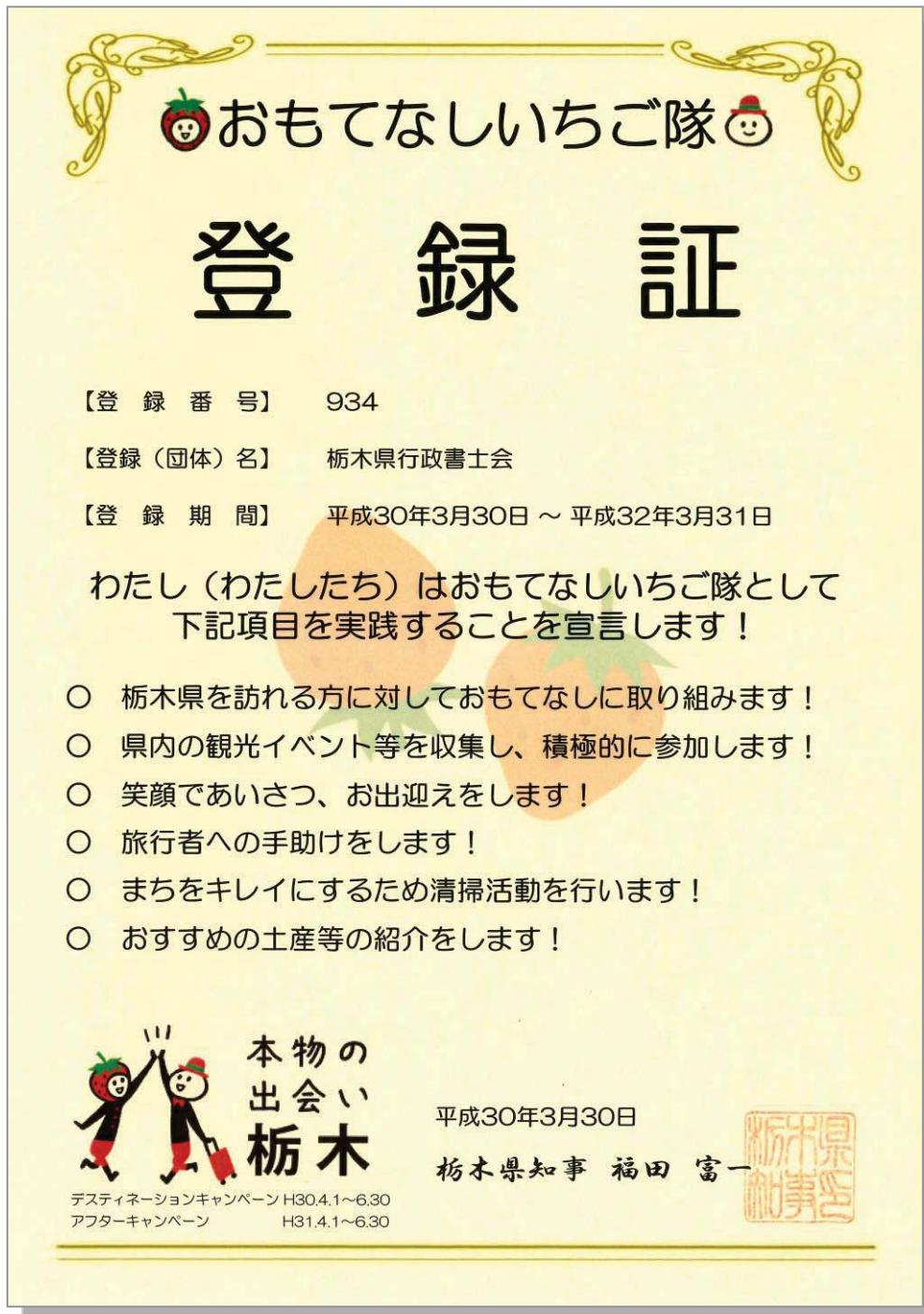


栃木県行政書士会は「おもてなしいちご隊」に登録しました

平成29年4月から「とちぎ観光おもてなし条例」（正式名「観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例」）がスタートしました。

栃木県ならではの魅力で国内外の多くの人を惹き付け、県内各地に呼び込み、また訪れた観光地として選ばれる観光立県とちぎの実現のため、行政や観光事業者はもとより、全ての県民の皆様が一緒になって、おもてなしをはじめとする観光の振興に取り組むこと等を定めた条例です。

会員のみなさまのご協力をお願いいたします！





平成30年度第1回政治連盟幹事会開催

4月13日（金）午後4時から行政書士会館に於いて標記幹事会が開催された。青木会長あいさつの後、来賓の諏訪利夫議員連盟会長・土方美代子幹事長・金子保利幹事・中塚操幹事・山ノ井一男幹事から活動報告をいただいた。

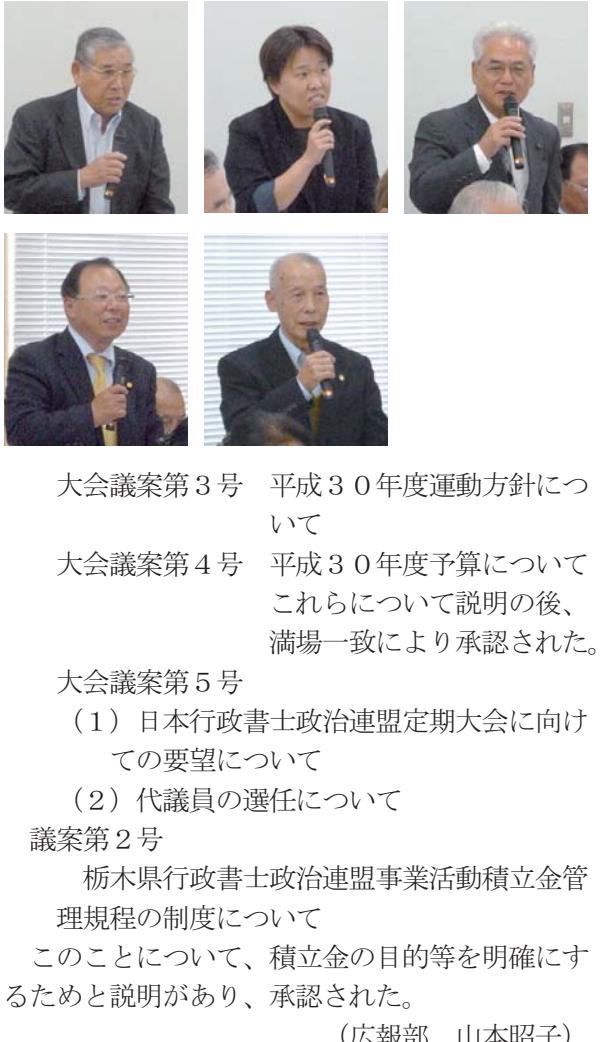
幹事35名中26名の出席があり、本会議は有效地に成立する旨の報告後、議案審議に入った。

議案第1号

大会議案第1号 平成29年度運動経過報告
の承認について

大会議案第2号 平成29年度決算報告の承
認について

上記について説明の後、監事による監査報告があり承認された。



大会議案第3号 平成30年度運動方針につ
いて

大会議案第4号 平成30年度予算につけて
これらについて説明の後、
満場一致により承認された。

大会議案第5号

(1) 日本行政書士政治連盟定期大会に向
けの要望について

(2) 代議員の選任について

議案第2号

栃木県行政書士政治連盟事業活動積立金管
理規程の制度について

このことについて、積立金の目的等を明確にす
るためと説明があり、承認された。

(広報部 山本昭子)

栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(平成30年4月30日現在)

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名	電 話	備 考
				所 在 地		
	宇都宮	H30. 4. 2	320- 0811	行政書士法人TRUST 宇都宮事務所	028-614-3427	法人の 社員
	山口 岳穂			宇都宮市大通り2-4-7 宇都宮マネジメントビル4F		
	宇都宮	H30. 4. 2	320- 0071	行政書士村松法務事務所	028-348-3668	
	村松 剛			宇都宮市野沢町310-3 まつや事務所15棟87号室		

	小 山	H30. 4. 2	323-0824	江連行政書士事務所	0285-35-1775	
	江連 大輔			小山市大字雨ヶ谷新田 43-20		
	小 山	H30. 4. 2	323-0014	行政書士星野法務事務所	0285-23-9680	
	星野 良一			小山市大字喜沢 656-89		
	宇都宮	H30. 4. 15	320-0857	行政書士前澤秀樹事務所	028-648-1223	
	前澤 秀樹			宇都宮市鶴田 1-22-22		
	宇都宮	H30. 4. 15	321-0953	神山和久行政書士事務所	070-4216-7991	
	神山 和久			宇都宮市東宿郷 6-1-4 サンクレイドル宇都宮 1305		
	宇都宮	H30. 4. 15	321-0924	行政書士菅谷事務所	028-638-7457	
	菅谷 貴史			宇都宮市下栗 1-15-4		
	那 須	H30. 4. 15	324-0062	行政書士伊藤康平事務所	0287-23-4607	
	伊藤 康平			大田原市中田原 2105-2		
	宇都宮	H30. 4. 15	320-0861	行政書士福田国際法務事務所	028-610-5931	
	福田 智一			宇都宮市西 1-4-25 西サニーハイツ B-102 号室		

【退会】

支 部	氏 名	退会年月日	備 考	支 部	氏 名	退会年月日	備 考
那 須	大野 勇	H30. 4. 30	廃 業				

【変更】※市町村合併に伴う変更

支 部	氏 名	変更事項	変 更 内 容
宇都宮	渡邊 真	所在地/電話番号	宇都宮市鶴田町 521-6 / 028-612-2991
小 山	田村 晋也	所在地	小山市大字間々田 800-11
宇都宮	正木 茂夫	所在地	宇都宮市中里町 1352※
塩 那	長谷川久夫	所在地	那須郡那珂川町小川 3430-1※
小 山	大橋 勝典	電話番号	0285-32-6399

編集後記 5月病対策の一つに、「張り切り過ぎないようにする」ことが挙げられるそうです。4月に環境が変わった方も多いことでしょう。ストレスを溜めすぎないように、マイペースでコツコツ行きたいですね。 (広報部 山根輝雄)	行政書士とちぎ 5月号 №497 発行人 桜木県行政書士会 会長 横山眞 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 電話 028-635-1411 (代) FAX 028-635-1410 メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp ホームページ http://www.gt9.or.jp/gyosei 編集定価 250円 印刷所 広報部 有限会社 高久印刷
---	--

(桜木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます)



行政書士とちぎ 2018.5

平成30年5月15日発行

第497号

栃木県行政書士会

〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

頼れる街の法律家

行政書士は



真野恵里菜

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会・栃木県行政書士会

Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations

後援：総務省・栃木県

平成29年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日



日本行政書士会連合会 公式キャラクター
ユキマスクくん



行政書士相談センター

電話無料相談 (月～金 9:00～17:00
年末年始・祝祭日除く)

028-638-0919

マスコットキャラクター アドちゃん